**令和７年度指定障害福祉サービス事業者等指導方針**

　福島県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱第６条の規定に基づく、令和７年度の指導方針については、下記のとおりである。

記

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監督は、障がい者（児）の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させるとともに、障がい者（児）への虐待を防止することにより、障害福祉サービス制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

県内には、指定障害福祉サービス事業所が約960事業所あり、本県においては、これまで、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付費の適正化を図るために、事業者に対する指導を実施している。

こうした中、近年、障害者（児）虐待疑い、不正請求などの不適正情報が増えており、指導監督の強化が求められている。

　令和６年度の運営指導の結果では、文書指摘の多くが「加算要件を満たさない不正な請求」、「減算要件に該当しているにも関わらずに減算を行わない不正な請求」であり、文書指導においては、「サービス提供時間帯に配置が必要な従業員がいない」、「業務継続計画（ＢＣＰ）などの研修や訓練の未実施」、「記録の未作成や不備」などの人員、運営基準が遵守されていないものが多い。その他、個別支援計画の作成や見直しなどが個々の実態に即して行われていないものが確認されている。

　あわせて、令和６年度は、利用者に重大な危害を及ぼす虐待や悪質性の高い不正請求などに対して監査を実施し、行政処分を行っている。

以上の状況を踏まえ、今年度における指定障害福祉サービス事業者等の運営指導は、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった事業者に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

さらに、増加する不適正情報に対応しつつ、より多くの指定障害福祉サービス事業者等への運営指導を実施するために、効果的かつ効率的な取組を進めるものとする。

**１　重点指導事項**

（１）適切な利用者サービスの確保

ア　個別支援計画の作成について

・　利用者に関する情報収集、アセスメント、担当者会議の開催（利用者の参加・従業者

への意見聴取）、個別支援計画の作成、モニタリング及び個別支援計画の見直し等の状

況の確認

　イ　障がい者（児）虐待等の未然防止について

　　・　身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組状況の確認

ウ　日常生活に要する費用、預り金等の取り扱いについて

・　食費等の日常生活費の徴収の状況及び預り金の取り扱い状況の確認

（２）適正な報酬請求や人員配置等の確保

ア　自立支援給付費の算定について

・　基本報酬、各種加算の算定状況の確認

・　減算要件がある給付費の算定状況の確認

イ　人員基準、勤務体制の確保等について

・　配置基準に定める職員の資格及び員数の確認

・　兼務職員の勤務体制（勤務時間）の確認

**２　運営指導・監査の方法**

　令和７年度の運営指導及び監査の実施にあたっては、「福島県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」及び「福島県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき、実施するものとする。

**３　運営指導を行う障害福祉サービス事業者等の選定方針**

（１）選定時点

原則として令和７年４月１日時点で指定を受けている指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業者等については、必要があると認められた場合に対象とする。

（２）選定方法

　　　次に掲げる事業者等を優先的に選定し実施する。

ア　不適正情報の提供があった事業者等で、その内容が運営上の問題があると疑われ

る事業者等

イ　前年度に行政指導（勧告）若しくは行政処分を受けた事業者等

ウ　過去の指摘事項により改善状況の確認が必要な場合などで、継続的な指導が必

要とされる事業者等

　　　エ　指定後１回も運営指導を実施していない事業者等（昨年度指定された事業者等を

　　　　除く）

　　　オ　当該事業者等を運営する社会福祉法人が施設監査の時期に当たっている事業者

等（併設施設等も運営指導の対象）

カ　昨年度指定された事業者等

　　　キ　次の期間内に運営指導を実施していない事業者等

　　　　①　就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、共同生活援助を行う事業所等にあって

は３年以内

　　　　②　①以外の事業所等にあっては６年以内